

住民監査請求に対する意見書

1 政務調査費の概要

(1) 条例及び規程制定等の経緯

平成12年に、地方議員の調査活動基盤を充実させる観点から、調査研究費等の助成を制度化する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正が行われ（平成12年法律第89号）、第100条に新たに2項（現行第14項及び第15項）が加えられた。

千葉県においては、この法の一部改正を受けて、平成13年2月定例県議会に条例案が議員発議され、全会一致により「千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）」が制定された。

この条例に基づき「千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号。以下「規程」という。）」が制定され、条例と併せて平成13年4月1日から施行された。

また、各会派代表者及び議員に対して平成13年6月21日付け千議第82号千葉県議会議長（以下「議長」という。）通知により政務調査費使途基準運用の詳細について周知が図られるとともに、「政務調査費運用の手引き」が作成された。

さらに、政務調査費の制度発足後、各地の議会において住民監査請求、住民訴訟等により不適切な支出が指摘される例が見受けられ、政務調査費の使途の透明性の確保がより強く求められたことを受けて、本県においては平成19年4月の改選を機に、議長の諮問機関として設置された各会派から選任された議員を構成員とする「千葉県議会あり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）からの答申に基づき、平成21年度交付分の政務調査費から、収支報告書及び領収書その他の証拠書類、会計帳簿、現地調査又は先進地視察実施報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しを閲覧の対象とする趣旨の条例の一部改正（平成20年千葉県条例第58号）が行われ、この一部改正を受けて、規程についても所要の改正を行うとともに、検討委員会の委員による協議の結果、政務調査費の支出にあたっての留意事項及び使途基準の運用指針となる「政務調査費の手引き」（以下「手引き」という。）【資料1】が作成された。

なお、改正後の条例、規程、及び手引きは、それぞれ平成21年4月1日から施行又は運用されているところである。

(2) 交付の対象、交付金額等

条例第2条において「政務調査費は、千葉県議会の会派（所属議員が1人であるものを含む。以下同じ。）及び議員の職にある者に対し交付する。」とされており、会派及び議員に対する交付金額については、条例第3条第1項において「会派に係る政務調査費の月額は、5万円に当該会派の所属議員の数（以下「所属議員数」という。）を乗じて得た額とする。」とされており、第4条第1項において「議員に係る政務調査費の月額は、35万円とする。」とされている。

(3) 交付の決定等

条例第7条において、知事は、議長から会派及び議員についての通知があったときは、政務調査費の交付又は交付の変更の決定を行い、会派の代表者又は議員に通知しなければならない旨が規定されている。

(4) 請求及び交付

条例第8条において、知事から交付決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、四半期の最初の月の10日までに定められた様式により当該四半期分の政務調査費を知事に対して請求し、知事は請求のあった場合は速やかに交付する旨が規定されている。

(5) 使途基準

条例第9条において「会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。」とされ、規程第6条において「条例第9条に規定する別に定める基準は、別表のとおりとする。」とされている。

規程別表（政務調査費使途基準）においては、使途の項目を、①調査研究費 ②研修費 ③会議費 ④資料購入費 ⑤資料作成費 ⑥広報費 ⑦事務所費 ⑧事務費 ⑨人件費の9項目に分類し、それぞれ政務調査費の対象となる内容を規定している。

(6) 収支報告等

条例第10条第1項において「会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」とさ

れており、また、同条第4項において、政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し及び当該収支報告書に係る会計帳簿の写しを添付しなければならない旨が規定されている。

また、同条第5項においては、議長に提出した収支報告書等に訂正がある場合は、速やかに当該収支報告書等を修正しなければならない旨が規定されている。

収支報告書の提出を受けた議長は、規程第8条第1項により「収支報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに知事に送付しなければならない。」とされている。

(7) 議長の調査

条例第11条において、「議長は、前条各項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」とされている。

(8) 政務調査費の返還

条例第12条において「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において支出した議員の調査研究に資するための経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」とされている。

(9) 収支報告書等の保存

条例第13条第1項において「提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、受理した日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」とされており、規程第9条では、会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、領収書、政務調査費出納簿、政務調査費支出伝票、現地調査又は先進地視察実施報告書、その他の証拠書類等を整理保管し、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない旨が規定されている。

また、手引きには、「政務調査費の交付を受けた会派及び議員はすべての支出に関して説明責任を負うもの」と記載されている。

(10) 収支報告書等の閲覧

条例第13条第3項において、議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第8条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする旨が規定されている。

2 請求人の主張に対する知事の意見

(1) 請求人の主張の総論（請求の要旨）に対する知事の意見

請求人は、二、「請求の要旨」において、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である。」と定義し、それゆえに①議員が個人的に関心を持つ課題を対象として研究するための経費はもとより、国或いは他の自治体がかかえる政策課題についての調査研究費も政務調査費としては認められない。②議員の単なる教養・学識を高めるための費用、見聞を広めるための費用、資格取得の費用は政務調査費としては認められない。③成果のない調査研究費は政務調査費の対象にならない。と主張し、個々の違法とする支出に対する総論としている。

しかし、法の改正及び条例の制定を受けて創設された政務調査費制度の趣旨は、地方分権の進展に伴い地方議会が担う役割の重要性が増す中で、地方議員の調査活動基盤の充実を図り、議員個々の審議能力の強化を図ること、そして議員がその職責・職務を果たすために行う様々な調査研究活動を支えることにある。

対象とする課題は、県議会議員としてその職責・職務を果たすためには広範にとらえられる必要がある。また、総合的に審議能力の向上を志向する活動を、議員の単なる教養・学識の向上にすぎないと結論付けることも妥当でない。さらには、何が調査の成果にあたるかという評価の点も、長期的総合的に判断されるべきである。

また、執行機関として政務調査費に対してどのように対応すべきかについても、その制度趣旨から考えて、議員が執行機関から独立して活動していく上で支障のないよう政治活動の自由を保障する視点で行うべきであり、政務調査費の用途は、個々の議員の自律的な良識に基づく判断が尊重されるべきであると考えている。

従って、政務調査費の用途を定めた条例及び規程別表用途基準の趣旨に、明らかに違反・逸脱して、政務調査活動としての合理性ないしは必要性を欠く支出でない限り、違法不当な支出とはいえないと考えるところである。

以下、請求人の各主張に対しての意見は次のとおりである。

(2) 日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、本件視察はその日程からみても、また領収書に添付された目的・内容・成果の記載が不十分な視察報告書からみても、視察としての内容が滞在日数のうちの40パーセント相当であり、手引きにも「海外滞在期間のうち、1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は、航空運賃についても按分すべきである」とされているとして、各議員の航空運賃についても40パーセントに按分すべきであり、それを超える部分は違法な支出であると主張している。

イ〈知事の意見〉

視察に参加した各議員より、資料の提示とともに以下の説明があった。

- ① 9月15日の午前中については、政務調査以外の活動であり、その分の費用は政務調査費を充当していない。
- ② 9月15日の午後については、午後1時から午後3時20分まで、翌日に訪問する予定の日本領事館及びサンクトペテルブルグ市議会との意見交換に先立ち、同市が観光振興の一環として力を注いでいる環境整備や交通網の整備及び都市計画について、実地視察を行った。
また、午後3時30分から午後4時30分まで、日本美術専門展示室が新たに開設されたエルミタージュ美術館を、県立美術館を有する千葉県としても美術館運営の参考とすべく視察し美術館学芸員との意見交換を行った。
- ③ 9月17日の午前中については、政務調査以外の活動であり、その分の費用は政務調査費を充当していない。
- ④ サンクトペテルブルグは、年間500万人の外国人観光客誘致に力を入れており、外国人観光客の誘致による観光立県を目指す千葉県としても、先進地として参考になる。

- ⑤ 視察の結果、インフラの整備（空港、鉄道、港湾など）、街並みの統一感、ゴミの落ちていない街路、ペット（犬）を意識した設備など千葉県における外国人観光客誘致という政策課題に生かせるものである。

以上のことから、現地滞在2日半の日程のうち、15日の午後と16日の終日は視察目的に充てられているものと見ることができる。

よって、規程別表使途基準における調査研究費の「現地調査」若しくは研修費の「先進地視察」に該当するものであり、違法不当な支出ではないと考える。

(3) 民主党千葉県議会議員会フィンランド・ドイツ視察研修旅行について

ア 〈請求人の主張〉

請求人は、手引きにおいて、海外における現地調査に関し「行程の中で公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり」という記述を根拠に、本件視察の日程中、①視察の4（3月23日）ベルリン市内、②視察の11（3月26日）ケルン市、③視察の12（3月27日）ハイデルベルク、④視察の13（3月27日）バーデンバーデンについては、公的機関を訪問していないがゆえに政務調査費の対象外であると主張する。

さらに、視察参加者5名中3名が航空賃において、エコノミークラスではなくビジネスクラスで支出している点について、同一参加者中で区別する理由がないこと及び高額であり県民に負担させるべきものではないと主張する。

よって、視察日程中、対象外の部分を除くと視察費用の66.7パーセント相当が妥当であり差額分の返還を求めている。また、ビジネスクラスとエコノミークラスとの差額分の返還を求めている。

イ 〈知事の意見〉

視察に参加した各議員より、資料の提示とともに以下の説明があった。

- ① 視察の4（3月23日）ベルリン市内については、翌日の環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節減に関わる、東西ベルリン地区の新旧建築物を事前に現地視察した。さらには、それに関連して近代建築物の最高峰とされるソニーセンターを現地視察した。

- ② 視察の11（3月26日）ケルン市については、3月24日に実施した環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節減に関わる、エコ住宅を実地に視察した。
- ③ 視察の12（3月27日）ハイデルベルクについては、視察7及び8でも視察した環境首都のひとつであり、特に緑化政策の観点から現地視察を行った。
- ④ 視察の13（3月27日）バーデンバーデンについては、視察期間中に森田知事が成田カジノ構想を打ち出したという情報が入ったので、本来休養予定日であったが急きょヨーロッパにおける保養所型カジノとしてとしての施設を現地視察した。
- ⑤ 一部の議員においてビジネスクラスを使用したことについては、運賃の安い航空会社を選んだところ、直行便に空席が少なく、また翌日の視察が朝8時30分開始であるにもかかわらずホテル到着が夜の9時頃になってしまうことなど、ハードな日程にならざるをえなかったため、年齢の高い3名についてはビジネスクラスを選択したものである。

以上のことから、請求人が指摘する視察先についても、規程別表使途基準における調査研究費の「現地調査」若しくは研修費の「先進地視察」に該当するものであり、政務調査の対象とするのは妥当と考える。

なお、請求人が引用する手引きの運用指針11ページの記載も、観光旅行と受け取られかねないものについて、注意を喚起しているものであり、公的機関を訪問するか否かを必要要件としているものではない。

また、旅費に関しては、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）により、ビジネスクラス料金の支出も可能である。

よって、本件支出は、違法不当な支出ではないと考える。

（4）石橋清孝議員の仁川空港概要調査について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、収支報告書添付の現地調査又は先進地視察実施報告書では調査目的・調査の必要性・調査の成果が不明であり、単に知識・素養を得る目的で観光地などを視察して回る観光旅行と受け取られかねないものと断

定のうえ、目的外支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

石橋清孝議員から、資料の提示とともに以下の説明があった。

① 調査の目的は、千葉県の有する成田空港に代わり、仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを、空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞することであった。

② 視察の内容としては、仁川空港全域および制限区域において広報室アシスタントマネージャーから、運営会社・空港概要・将来計画・運用実績・国際国内ネットワークの現状等の説明を受け質疑を行った。

仁川空港から国内空港である金浦空港を経由してソウル市内へ至るアクセス状況を、外国人が荷物を持って移動する場合を想定して体験調査し、金浦空港においても施設を視察した。

③ 視察の成果としては、アクセスの状況比較や、説明員の話しぶりからわかる仁川空港と金浦空港との関係など、現地にて初めてわかることも多かった。また、隣接工業地帯、アミューズメントエリアや拡張余地などの空港マスタープランに関する事なども、現地で実際に見聞することで千葉県における成田空港という県の政策課題に対して、今後の政策に生かせるものである。

以上のことから、本件支出は、規程別表使途基準における研修費と解するのが妥当であり、違法不当な支出ではないと考える。

(5) 川名寛章議員の諏訪市視察について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、領収書添付の視察報告書では調査目的・調査の必要性・調査の成果が不明であることから、政務調査費を充てられる視察とは認められないとし、目的外支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

川名寛章議員から、資料の提示とともに以下の説明があった。

① 本件は、JR東日本がJRへの乗車を促進する目的で実施する旅行の企画に、小櫃・上総地区久留里線輸送力を促進する会として協賛のうえ、

久留里線の地元地区員及び自治会長全員で参加するものである。

- ② そして、久留里線存続という県政の課題について、県民の意見・要望を吸収したり、意見交換を行ったり、久留里線存続の雰囲気醸成したりといった活動を行う移動式会議であり、参加費用はその経費である。

仮に、会場を借り上げて同様の会議を実施しても、集客能力及び費用の点で見れば、かかる形態の方がかえって経済的である。

また、議長より、支出項目として研修費は妥当でなく、行程中の見学先を見学している部分は、会議とはいえないことから、川名議員から、再検討の結果として、支出項目の会議費への変更及び経費について按分率80パーセントに減額修正がなされた旨報告を受けているところである。

規程別表使途基準における会議費における会議は、「一県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議、その他のこれらに類する会議一」であり、議員の調査研究活動の一環として開催された会議であれば、ここに含まれるものである。

以上のことから、本件支出は、規程別表使途基準における会議費に関する経費に該当し、違法不当な支出ではないと考える。

(6) 宍倉登議員の福島県の小名浜視察及び那須塩原市視察について

本件については、宍倉登議員から、視察内容の再検討の結果として、整理番号94・小名浜視察経費(10,760円)、整理番号255及び256・那須塩原視察経費(6,525円及び28,110円)について、全額減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところである。

(7) 天野行雄議員の大学院授業料について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、天野行雄議員が支出した大学院授業料250,000円及び政治専科参加費220,000円について、大学院授業料が手引きに支出の対象として規定されていないこと、及び自らの学識の向上や資格取得を目的とするものであり、県民感覚から不都合であることを根拠として、違法な支出として全額の返還を求めている。

イ（知事の意見）

天野行雄議員から、資料の提示とともに以下のような説明があった。

① 大学院授業料について

現在の自治体の政策課題として雇用労働政策は重要であり、千葉県政においても有効な施策を提言することが必要であるという問題意識のもと、労働法特講や行政学特講などを中心に体系的な理解に必要な科目を履修し、政策形成能力の向上を目指したものである。費用についても、授業料のみを政務調査費に充当し、その他の費用（施設設備資金・実験実習費・交通費等）は一切政務調査費に充当していないものである。

② 政治専科参加費について

政治専科は年3回の集中講義において、地方自治全般に関わる様々なテーマについて専門家の講義を受けるものであり、県政における政策策定の基礎となる知識習得及び政策形成能力の向上に有益なものである。

下級審の裁判例では、平成18年11月18日東京高裁判決においては、「政務調査費条例及び規則並びに実施細目に直接規定されていないとしても、調査研究に資するために必要な経費であると認められる。そして、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は調査研究活動に必要な経費に該当するといえる。」と判示されているところである。

制度趣旨から考えて、手引きには「研修費」として大学院授業料が対象として明記されてはいないとしても、規程別表使途基準の研修費において「議員が一県政研修会等一に参加する経費一」としている点から、かかる支出も含むべきと考える。

以上のことから、本件支出は、違法不当な支出ではないと考える。

（8）阿部紘一議員の会議費について

ア（請求人の主張）

請求人は、阿部紘一議員が平成21年5月27日に行った知事との懇談会の会場費18,500円について、政務調査費の使途として著しく妥当

性を欠くものと断定して、違法な支出として全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

阿部紘一議員より、資料の提示とともに以下の説明があった。

- ① 本件会議は阿部議員の主導のもと千葉市議会議員8名とともに、知事に対して、県政にかかる政策課題や千葉市の要望する県単補助金が及ぼす県の施策への影響などについて質疑を行い、また議論・懇談を行ったものであること。
- ② その費用も会議室使用料1万円とケーキ・コーヒー代1人当たり850円であり、高額な会場借上げ料や社会的相当性を逸脱した飲食経費ではないこと。

規程別表使途基準における会議費における会議は、「一県政に関する施策等の検討会議—その他のこれらに類する会議—」であり、本件会議も、議員の調査研究活動の一環として開催されるものと認められる。

以上のことから、本件支出は、規程別表使途基準における会議費の「会場借り上げに関する経費」及び「茶菓代」に該当し、違法不当な支出ではないと考える。

(9) 宇野裕議員の資料購入費について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、宇野裕議員の3件の書籍購入について、出納簿及び領収書類に書籍名が記載されておらず政務調査に必要なものであるか不明であることから、目的外支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

宇野裕議員より、資料の提示とともに以下の説明があった。

- ① 整理番号9・(株)ぎょうせい(4,690円)については、「公務員の教科書 国語編」(2,300円)・「公務員の教科書 算数・数学編」(2,100円)及び送料290円にかかる支出である。本書は、公務員にとっての必要知識を解説した本であって、議員の政策研究にとっても基礎知識として有益である。
- ② 整理番号22・(株)太陽企画出版(157,500円)については、

竹村健一「地球世相SOS」の年会費である。会員となることによって竹村健一氏の人脈をもとにした各界の専門家との対談資料やDVDが毎月定期的に送られてくるものであり、政策研究の参考資料として有益である。

- ③ 整理番号23・(株)内外ニュース(210,000円)については、内外ニュース社の年会費であり、会員となることによって定期的に週刊新聞「世界と平和」及び旬刊小冊子「世界と日本」が送られてくるものであり、政策研究の情報収集に有益である。

確かに、領収書等に具体的な書名の記載はないが、上記のように議員の調査研究に資する資料の購入であることは明らかであるので、規程別表使途基準における資料購入費に該当するものとして、違法不当な支出ではないと考える。

(10) 石橋清孝議員の資料購入費について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、石橋清孝議員の「字統」・「字通」の購入について、一般の国語辞典ではなく研究者向けの辞典であり、規程別表使途基準においても資料購入費の対象は「議員活動を遂行する上で直接又は間接に必要な知識・情報を収集するための」書籍としている以上、目的外の支出にあたるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

石橋清孝議員から、両辞典とも通常の辞書として使用するものである旨説明があった。

また、議長から、議員において使用実態を再検討した結果、通常の辞典を超え専門的な部分は私的な利用の側面もあるとして、按分率を100パーセントから50パーセントにする減額修正が石橋議員よりなされた旨報告を受けているところである。

以上のことから、減額修正後の支出については、規程別表使途基準における資料購入費として、違法不当な支出ではないと考える。

(11) 鈴木衛議員の事務所家賃について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、鈴木議員の事務所家賃に関して提出された領収書には、金額・あて名・発行者住所氏名等の記載が不備であることから、規程別表使途基準における事務所費に該当しないものと断定し、違法な支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

鈴木衛議員から資料の提示を受け確認したところ、鈴木衛議員本人を借主とする賃貸借契約書において、1ヶ月20万円の賃料（共益費・管理費含む）であり、賃料は毎月末日までに翌月分を持参して支払うこと、貸主は株式会社東興業であり、賃貸物件の管理を行っている不動産業者は有限会社三信総業であることを確認した。

また、領収書その他の証拠書類の写しについても、そこに領収印鑑として押されているものは3人の氏名があるが、いずれも物件管理者である有限会社三信総業の従業員であることも確認した。

以上のことから、賃貸借契約を締結のうえ、実際に事務所を相当の対価で借り受け、契約書に約定の通り賃貸料を支払ったものであるから、規程別表使途基準における事務所費の支出として違法不当な支出ではないと考える。

(12) 川名寛章議員の車両借上代について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、年間総金額が高額であること、毎月の金額が変動しており車両借上げ代であるか疑わしいこと、及び領収書の記載が「車両リース代他」となっており「他」の部分に政務調査目的以外の支出が含まれている疑いがあることから、違法な支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

川名寛章議員から、自動車リース契約書等の資料の提示とともに説明があり、以下のことを確認した。

- ① 契約書において、乗用車1台を月額8万円で賃借し、本件自動車で使用したETC使用料及び燃料代については貸主である会社が立て替え払いをし、毎月リース料とともに請求する内容となっていた。

- ② 車種は国産乗用車であり、使用期間60カ月を想定して月額リース料が算定されたものであること。
- ③ 会社からの請求に際しては、ETC使用料及び燃料代の明細も同時に送付されてくること。

調査研究活動に伴って使用する車両を取得ではなくリースし、その代金を政務調査費から支出することは認められるものであり、こういったクラスの車両を使用するかは、議員という立場も考慮したうえで、社会通念に従って判断するほかなく、明らかに社会通念を逸脱した場合以外は、違法不当な支出と判断されるべきではないと考える。

以上のことから、本件支出は規程別表使途基準における事務費の対象として違法不当な支出ではないと考える。

なお、川名議員から、会社からの請求書の見直しの結果、ETC使用料の一部に対象外経費が含まれていたことから、整理番号49について、一部減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところである。

(13) 木名瀬捷司議員の車リース料について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、本件領収書は、銀行引き落としがなされた旨の預金通帳の一部の写しであるが、リース料であることの但し書きの記載がないこと及び当該通帳の名義人が不明であることから、領収書とは認められず、それによって政務調査費としての支出自体が違法であるとして、全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

木名瀬捷司議員から、自動車リース契約書及び引落とし通帳等の資料の提示があり、以下のことを確認した。

- ① 契約書において、国産乗用車を60カ月リースにより、月額120,750円でリースし、毎月2日に千葉銀行野田支店を振替銀行として振り込む内容になっていたこと。
- ② 議員提出の通帳から、発行銀行が千葉銀行野田支店であり、名義人も

木名瀬捷司議員本人名義であること及び引落日である毎月2日に120,750円が引き落とされていること。

- ③ 貸主である千葉トヨタ自動車株式会社発行のお支払金一覧表に記載された口座振替指定口座が、議員提出の通帳であること及び支払期日・支

払金額の記載が通帳の記載と一致すること。

調査研究活動に伴って使用する車両を取得ではなくリースし、その代金を政務調査費から支出することは認められるものであり、こういったクラスの車両を使用するかは、議員という立場も考慮したうえで、社会通念に従って判断するほかなく、明らかに社会通念を逸脱した場合以外は、違法不当な支出と判断されるべきではないと考える。

以上のことから、本件支出は規程別表用途基準における事務費の対象として違法不当な支出ではないと考える。

(14) 佐藤正巳議員の事務費の一部について

本件については、佐藤正巳議員から、使用実態を再検討した結果として、整理番号128・プリンター及びデジカメ代(68,632円)について、按分率を100パーセントから50パーセントにする減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところである。

(15) 信田光保議員の事務費の一部について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、信田光保議員が按分率100パーセントで購入したパソコン・プリンター及びポータブルDVDドライブについて、選挙区内の事務所を設置し、後援会活動及び政党活動にも使用されたものと推断のうえ、按分率の上限は50パーセントであるとして、それを超える分について違法な支出であるとして返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

整理番号37・パソコン購入(70,111円)については、信田議員より、使用実態を再検討した結果、按分率を100パーセントから50パーセントにする減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところで

ある。

整理番号66・プリンター購入(30,020円)及び整理番号67・ポータブルDVDドライブ購入(6,980円)については、両機器とも携帯用の機器であり、携帯用パソコンに接続して、事務所外で調査研究活動を行う際に使用するものであり、そのように使用している旨信田議員より説明があった。

以上のことから、本件支出は事務費として違法不当なものではないと考える。

(16) 鈴木昌俊議員の事務費の一部について

本件については、鈴木昌俊議員から、使用実態を再検討した結果として、整理番号6・コピー用紙等(12,428円)、整理番号113・コピー用紙等(28,340円)、整理番号281・プリンターインク・タックシール(14,798円)について、按分率を100パーセントから50パーセントにする減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところである。

(17) 瀧田敏幸議員の事務費の一部について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、瀧田敏幸議員が按分率100パーセントで購入したトナーについて、選挙区内の事務所に保管され、後援会活動及び政党活動にも使用されたコピー機用に使用されたものと推断のうえ、按分率の上限は50パーセントであるとして、それを超える分について違法な支出であるとして返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

瀧田敏幸議員より、以下の説明があった。

- ① 後援会事務所は、別個にあり、そちらの活動の費用は区分しており政務調査費と混同することはないこと。
- ② 印西市木下1521の事務所設置のコピー機は、もっぱら政務調査目的で使用するが、それ以外に政党用務でも使用することがあり、それゆえに賃料も按分率80パーセントとしており、トナーについても同様であること。
- ③ 本件の整理番号221のトナーについては、1本当たりの印刷能力が、

A4サイズで約3000枚であり、本件トナーは県政における調査研究資料をA3サイズ1200枚及びA4サイズ1200枚印刷した際に1回で使い切ったものであり、政務調査用途にのみ使用したものであるため、按分率を100パーセントとしたものであること。

以上のことから、本件支出は事務費の支出として正当なものであり、違法不当な支出ではないと考える。

(18) 横堀喜一郎議員、岩井覚議員の自動車リース料の一部について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、手引きにおいて取得価格がおおむね30万円以上の物品の取得を禁じていること、同じく手引きにおいて経費按分の例として自動車リース料を月額3万円と記載していること、及び、独自の市場調査により月額5万円を超えるリース料は高級車に他ならないことを根拠に、リース料が月額5万円を超える部分の支出は違法不当な支出であるとし、返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

横堀喜一郎議員、岩井覚議員から、自動車リース契約書等の資料の提示があり、以下のことを確認した。

- ① 横堀喜一郎議員においては、契約書において、国産乗用車を48カ月リースにより、月額57,700円でリースする内容となっていた。
- ② 岩井覚議員においては、契約書において、国産乗用車を36カ月リースにより、月額74,025円でリースする内容となっていた。

調査研究活動に伴って使用する車両を取得ではなくリースし、その代金を政務調査費から支出することは、認められるものであり、その際、どういったクラスの車両を使用するかは、議員という立場も考慮したうえで、社会通念に従って判断するほかなく、明らかに社会通念を逸脱した場合以外は、違法不当な支出と判断されるべきではないと考える。

以上のことから、本件の両議員の支出は、規程別表使途基準における事務費の対象として違法不当な支出ではないと考える。

(19) 秋山光章議員のインターネット使用料の一部について

本件については、秋山光章議員から、使用実態を再検討した結果として、インターネット使用料にかかる10件の支出(6,825円×10回 計68,250円)について、按分率を100パーセントから70パーセントにする減額修正がなされた旨議長より報告を受けているところである。

(20) 杉田守康議員の人件費について

ア〈請求人の主張〉

請求人は、杉田守康議員が事務員を会社から出向社員の形で受け入れ、事務員給与を当該会社に対して支出しているが、規程別表の使途基準「人件費」は直接雇用の場合のみを規定しているので、人件費には該当せず違法な支出であるとして全額の返還を求めている。

イ〈知事の意見〉

杉田守康議員から、事務員2名についての出向契約書、業務日誌等の資料の提示とともに説明があり、以下のことを確認した。

- ① 両名は、杉田議員の事務所において、政務調査に関わる業務及び後援会活動等の業務を、杉田守康議員の指揮監督に従い行うこと。それに対して杉田守康議員は、それぞれの出向料を杉田建材株式会社に対して支出すること。契約期間は1年間であること。
- ② 業務日誌において、それぞれの事務員の政務調査に関わる業務が、おおむね勤務時間に対する割合として50パーセント以上あったこと。

以上のことから、契約のうえ事務員が実際に政務調査に関わる業務に従事し、その対価を支出していることは明らかといえる。

これは、両名の雇用主である会社との間の委託契約に基づいて、出向社員が議員の調査研究にかかる業務に従事し、その対価を支出したものであり、人件費の支出として政務調査費を充てたことは、違法不当な支出ではないと考える。

3 結 論

本件請求に係る事案については、各議員及び会派代表者の説明及び提示され

た関係資料から判断し、「2 請求人の主張及び主張に対する知事の意見」のとおりである。

政務調査費を支出するにあたっては、県民の皆様への説明責任を果たすよう、書類の記載に注意するよう努められることは重要である。領収書及び視察報告書などの記載にあたっては、今後なお一層透明性の確保に努められることは必要であると思われる。